

産業廃棄物管理票に関する 報告書および電子マニフェストについて

北海道環境生活部長より特別管理産業廃棄物処理に係わる件について、下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、報告書の提出は、平成20年度からとなりますのでご留意願います。

◇地域保健部◇

平成4年から特別管理産業廃棄物の委託処理にマニフェスト制度が導入されると同時に、その交付者は排出事業場ごとに報告書を知事に提出することとされ、平成10年にはさらに特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物にも適用されることになりましたが、平成12年の規則改正により、平成13年度から当分の間適用が猶予され報告書の提出が不要とされていたところであります。

この度、平成18年10月1日から施行された、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則の改正により、排出事業者は、それまで猶予されていた報告書の提出について、平成20年度より前年度(19年度)に交付した産業廃棄物管理票を事業場ごとに各年度取りまとめ、その交付状況を知事(札幌市、函館市または旭川市域にある事業場については、それぞれの市長)に報告することとなりました。

また、「電子マニフェスト」(利用のためには登録が必要)を活用すれば、上記にある知事への報告は、そのマニフェストの管理機関が行うため、集計作業や報告書の作成・提出が不要となる制度もあります。

つきましては、下記についてお知らせしますので、ご承知おきくださいますようお願いします。

記

提出方法

交付したマニフェストについて、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により、年度ごとにとりまとめ、翌年度の6月30日までに事業場を所管する支庁地域振興部環境生活課【札幌市、函館市または旭川市にある事業場については各市産業廃棄物担当課にお問合せください】に提出願います。

詳しくは、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページをご覧ください。http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/manifesto.htm ※「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」も上記よりダウンロードできます。

電子マニフェストを利用するために

財団法人産業廃棄物処理振興センターのホームページをご参照の上、登録手続きをお取り願います。

http://www.jwnet.or.jp/

◎ 本件についてのお問合せは、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物管理グループ(011-231-4111 内線24-322)まで。